

## 死亡届

海外にいるご家族が死亡した場合には、日本の戸籍に死亡の事実を反映させるために、届出義務者が在外公館又は日本の市区町村役場に届出書を提出しなければなりません。なお、日本国内での火葬又は埋葬を行う場合においては、市区町村役場が死亡届を受理していることが、火葬又は埋葬許可の条件となります。この為、許可を得ようとする市区町村役場へ直接届出する方が速やかに手続きを行うことができます。

外国人配偶者が死亡した場合は、死亡届けの代わりに「婚姻解消事由（死亡事項）に関する申出書」を提出することにより、日本人の戸籍の身分事項欄に外国人配偶者の死亡の事実が記載されることとなります。

必要な方には、「死亡届」又は「婚姻解消事由（死亡事項）に関する申出書」用紙と必要書類の一覧等を送付しますので、次のものをデトロイト総領事館戸籍・国籍係までご送付ください。

「死亡届」又は「婚姻解消事由（死亡事項）に関する申出書」は郵送でも届け出ることができますが、ご来館される場合においては、予め当館戸籍・国籍係まで電話でのご予約をお願いいたします（電話 313-567-0120 内線 213）。

### 死亡届用紙の請求に必要な書類

#### 1. 返信用封筒

- (1) 大きさ: 9-1/2×12-1/2 インチくらいの未使用封筒 (A4 サイズ[レターサイズより少し縦長]の届書が折らずに入る大きさ)。
- (2) 宛先: ご自分の氏名と住所を英語で正確に記入してください。
- (3) 切手: 49 セント (2017.2.21 現在) 又は FOREVER 切手 (料金改定後も使用可の切手) ×3 枚を返信用封筒に貼ってください。

<注意> 上記は、[1 人分]を送るための切手ですので、複数の書類を同時請求する場合等においては、その分切手を追加してください。

#### 2. 以下の事項を記入したメモ

メモに「死亡届用紙希望」又は「婚姻解消事由（死亡事項）に関する申出書希望」と書き、以下を明記してください。

お名前

昼間に連絡が取れる電話番号

亡くなられた方の国籍